

山後広総第142号
平成22年9月9日

山口県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 様

山口県後期高齢者医療広域連合長 野村 興 兒

「高齢者所在不明問題」に係る医療情報の外部提供について（諮問）

このことについて、山口県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第2項ただし書において適用する同条第1項第5号及び同条第4項の規定により、下記のとおり貴会の意見を問います。

記

1 諮問する事項

- (1) 個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を実施機関以外のもに提供すること。（個人情報の外部提供）（条例第8条第2項ただし書において適用する同条第1項第5号関係）
- (2) 個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を利用し、又は外部提供したときに、本人へのその旨及びその目的の通知を行わないこと。（条例第8条第4項関係）

2 概要

「高齢者所在不明問題」に関連し、高齢者の所在確認のための資料として、後期高齢者医療の医療給付を一定期間利用していない被保険者に係るデータについて、日本年金機構及び県内の市町に対し提供するよう、厚生労働省から依頼されているもの。（詳細については、別紙（写し）のとおり。）

また、県内の市町から同様の提供依頼があった場合にも、提供できるとしたい。

なお、対象者が相当数に上ると見込まれること及び居所不明者の可能性があることから、本人への通知を行わないもの。